



H17、H21年の狩猟データは欠損。  
R5年度有害捕獲頭数は、9月末時点。有害捕獲頭数のうち、放獣数は除く。

※1 森林管理局が実施している開花・結実調査の豊凶判定は、「豊作」「並作」「凶作」「大凶作」の4段階で評価している。  
(判定は、H29 から「皆無」が「大凶作」に変更されている。)  
※2 宮城県で実施している堅果類豊凶調査の豊凶判定は、「豊作」「並作」「凶作」の3段階で評価している。

図ー1 ツキノワグマ捕獲頭数と堅果類豊凶調査結果の経年変化